

特集《第16回知的財産権誌上研究発表会》

電子書籍の著作権制度上の課題
—出版社と図書館の視点から—

筑波大学大学院ビジネス科学研究科 博士後期課程

鳥澤 孝之

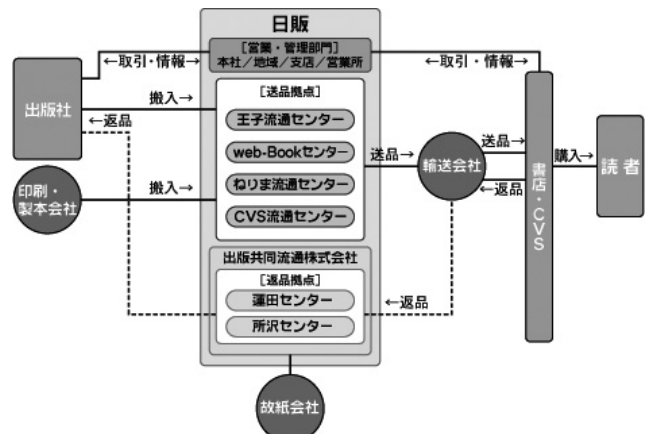


1. 問題の所在

従来、書籍、雑誌などの出版物の内容を知るには、書店、コンビニエンスストア（CVS）等の店頭で購入するか、公立図書館、大学図書館等の図書館施設の館内で閲覧または館外貸出しによって行うのが一般的であった。このうち書店等での出版物の流通は、「出版社と小売書店の中間にあって、書籍・雑誌などの出版物を出版社から仕入れ、小売書店に卸売りする販売会社」である取次会社が日本中の出版社の本や雑誌を倉庫に一旦集め全国の書店に運ぶ、いわゆる「出版取次」により支えられ、「取次業者がいるおかげで各出版社は自分の手で運ばずに済み」「このシステムがあるためにベストセラーにならない少量の出版物も大量出版物と同一基準の運賃コストで全国の書店に配送」される利点があるとされている⁽¹⁾。この出版取次は、著作物の普及による文化水準の維持を目的とする、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の例外である著作物再販制度（第23条第4項）⁽²⁾と、書店が売れ残った出版物（商品）を一定期間内であれば出版社に返品できる販売方法である委託販売制度とともに、わが国の出版流通の大きな特色となっている⁽³⁾。これらの出版販売の流通システムにより、出版物が出版社、取次業者、書店等、読者などの間を流通する状況の例は、図1のとおりである。このシステムによって、出版社は取次業者、書店等への書籍、雑誌等の搬入、送品等を迅速に実施し、かつ独占禁止法に抵触することなく業者による販売価格のコントロールや、収益の確保が可能になる⁽⁴⁾。

しかし近年、1990年代末から2000年代初頭にかけてのバブル崩壊後の景気低迷や、インターネットの普及等によって出版物の推定実売総金額が年々減少する⁽⁵⁾など、「出版業界の危機」が指摘されるようになった。また書籍、雑誌等の印刷物による流通（物流）のみならず、米国のKindle（アマゾン）、iPad（アップ

図1 出版物の流通の例
（日本出版販売（日販）による取次の場合）



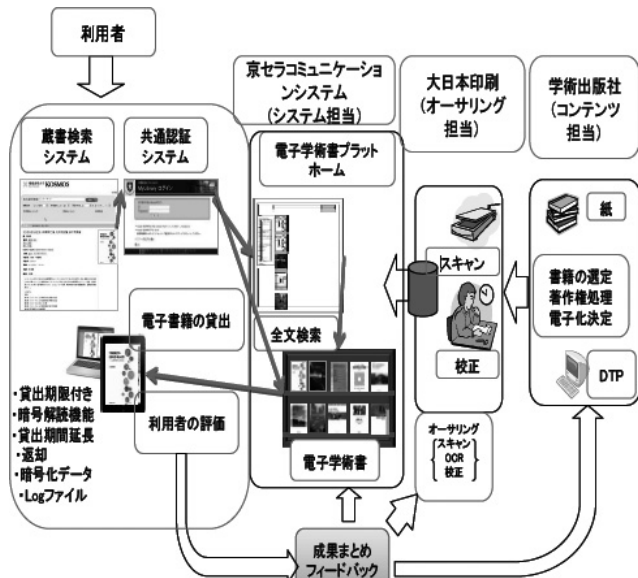
（出典）日本出版販売株式会社「出版物の流れ」
（<http://www.nippan.co.jp/shuppan/flow.html>）。

ル）といったモバイル・メディアや、世界中の大規模図書館の所蔵資料をデジタル化してインターネットにより提供するグーグル・ブックス⁽⁶⁾などを通じた出版物の電子流通がわが国でも行われるようになったことから、出版社や図書館などの在り方について再検討する必要が生じている。このような読書形態を提供する電子媒体は一般に電子書籍（すでにある書籍を電子化した情報体、もしくは本のように操作して読むことができるように予めデザインされた情報体。）と呼ばれる⁽⁷⁾。出版社による電子書籍の販売価格のコントロールについて公正取引委員会は、著作物再販制度は「独占禁止法の規定上、『物』を対象」としているが、「ネットワークを通じて配信される電子書籍は、『物』ではなく、情報として流通」する電子書籍については書籍、雑誌等の印刷物とは異なり、著作物再販制度が適用されないと回答しているところである⁽⁸⁾。

一方で、出版物をインターネットなどにより不特定または多数に向けて電子的に送信することは、従来の物流による出版物の販売とは異なり、著作権法（昭和45年法律第48号）上の公衆送信権（第23条第1項）が及ぶため、著作権制度における電子書籍の取扱いに

ついて急速に関心が寄せられている。この点、出版社は出版物の電子流通について著作権法で権利が保護されていないことから、出版社のための新たな規定を設けるべきであるとの主張がなされている⁽⁹⁾。他方で公立図書館、大学図書館等では、電子書籍を活用した利用サービスが検討されている。例えば、慶應義塾大学メディアセンター（図書館）では日本語の学術書をデジタル（電子書籍）化し、「電子学術書プラットフォーム」を通じて、学生及び教職員が利用（閲覧・貸出し）できる実験プロジェクトを開始した。そのシステムは図2のとおりである。

図2 慶應義塾大学の電子学術書実証実験フロー



(出典) 慶應義塾大学「プレスリリース 日本の大学では初、日本語の学術書をデジタル（電子書籍）化し、図書館で閲覧・貸出—実験プロジェクト開始—」（2010年9月30日）2頁〈http://www.keio.ac.jp/ja/press_release/2010/kr7a4300003or9x-att/100930.pdf〉

しかし営利を目的としない公立図書館、大学図書館等は所蔵する書籍、雑誌等を著作権者の許諾なく閲覧及び貸出しできたのに対して、電子書籍による利用では許諾が必要な場合が多く、予算等の限界から公共的な役割、学術の振興などに支障をきたすおそれがある。この点、政府、出版業界、図書館界などにおいても電子書籍に関する出版社の権利や図書館での活用の在り方などについて検討されているところである。

そこで本稿では、書籍及び出版に関する著作権が現行制度でどのように規定されているのかを説明し、出版に関する著作権法の今までの議論の状況を考察した後、電子書籍に関する著作権制度の課題について検討することとする。なお、本文中で法律名が記載されていない条文は著作権法によるものとする。

2. 書籍及び出版に関する著作権

2.1 著作権法で規定された権利

著作権法が保護対象とするものは著作物すなわち「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条第1項第1号）である。その著作物の例として、著作権法第10条では、言語の著作物、映画の著作物、音楽の著作物、美術の著作物等が挙げられている。小説、論文等の文章は言語の著作物に該当し、静止画像は美術の著作物、楽曲は音楽著作物、動画は映画の著作物に該当するため、電子書籍で提供されるコンテンツ⁽¹⁰⁾の多くは著作物に該当し、著作権法の保護対象であると考えられる。著作物を創作した者は著作者として、文化庁などの官公庁に登録することなく、著作権を取得する（第2条第1項第2号、第17条）。

著作物の利用について独占的排他的な著作権を及ぼすには、著作権法第21条から第28条で規定された権利（いわゆる支分権）が働く利用であることが必要になる。電子書籍で提供される文章、楽曲、動画等のコピーについては、印刷、写真、複写、録音、録画等の方法により有形的に複製すること（第2条第1項第15号）に関する複製権（第21条）が、外国語文献の和訳については翻訳権（第27条）が及ぶ。コンテンツを違法にコピーしてCD-ROM、DVD等のデジタル複製物を公衆（不特定または多数）に販売し流通させることに関しては、映画などの動画を含むものについては頒布権（第26条）が、それ以外の文章、楽曲等については譲渡権（第26条の2）が及ぶ。このうち譲渡権は、適法な譲渡（正規の販売など）が1度でもあれば消尽するものとなっている（同条第2項⁽¹¹⁾）。

また動画以外の著作物を含むデジタル複製物の公衆への貸出しについては、貸与権（第26条の3）が働く。貸与権が同条で「著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利」と規定されているのは、「『貸与』は本来、有体物を対象とする行為であり」「著作物に貸与という概念はストレートになじまないところから、著作物の複製物の貸与という有体財産取引行為を著作権法上は著作物の公衆への提供という無体財産取引行為として概念し、後者の行為に権利を及ぼす」ためである⁽¹²⁾。そのため、「商品の（店外・店内）レンタル」と「貸与権が及ぶ著作物利用」が必ずしも一致しないと考えられる。この点、マンガ喫茶店内で利用者に漫画を読ませる行為が、この「無体財産取引行為」に該

当して貸与権が及ぶのかどうかについては、「漫画喫茶など店内貸出し（店内閲覧・閲読）は、貸与権制定時の立法意思としては想定されていない。…所持の独立性という観点からみると、一般的な貸与の場合は、当該複製物について、借り手の顧客は直接占有し、店は間接占有している状態にあり、店内貸出しの場合においては、顧客は（当該所持に独立性がないため）占有補助者（機関）であり独自の占有が認められず、店がなお直接占有している状態にある。…書籍等の複製物の店内貸出しは、従来、料理飲食店や理美容院等において顧客の待ち時間用に供されており、当該利用行為に対して著作権法上の排他的権利を認める合理性はない」とし、マンガ喫茶においてもこの延長線上のものとも言えるとする指摘があることから⁽¹³⁾、貸与権が及ばないと思われる。

これに対して電子書籍の貸出しについては、複製物の提供により行うのではなく、図2のとおり一般にウェブサイトなどを通じて公衆に提供されるものであるため、貸与権ではなく公衆送信権（第23条第1項）が働く。また閲覧については、紙媒体の出版物については著作権法で権利が規定されていないが、電子書籍を業者、図書館等が利用提供すれば公の上映に該当するため、上映権（第22条の2）が及ぶことになる。

さらに出版社は、複製権者（小説家、論文執筆者など）との契約により、頒布の目的で、著作物を原作のまま印刷その他の機械的または化学的方法により文書または図画として独占的に複製する権利の設定を受けることができる（第80条第1項）。この出版権を設定することにより、出版社は、他の出版社が著者等と契約して、無断で出版することを差し止めることができる。出版権は出版行為自体に権利を認めるものではないことに注意を要する。また素材の選択または配列によって創作性があるものは編集著作物として著作権の対象になるが（第12条）、出版社の社員による編集作業が企画案ないし構想の域にとどまる場合には、編集著作物の創作に当たらないとして出版社側の著作権を否定した最高裁判所判例がある⁽¹⁴⁾。

なお著作者は著作権のほか、著作者人格権として公表権（第18条）、氏名表示権（第19条）、同一性保持権（第20条）を取得することができる。

以上の著作権、著作者人格権及び出版権を有する者は権利を侵害するものに対して、差止請求権（第112条）、民法第709条に基づく損害賠償請求権などを行

用することが可能になる。

2. 2 映画及び音楽レコードの流通との比較

著作物の流通を活用した主なビジネスは出版流通のほかに、映画や音楽レコードがある。これらの流通においては、著作者である作家等が作成した原稿を出版社が流通において重要な役割を担うように、映画では映画会社が、音楽レコードではレコード会社が、著作物の流通において大きな役割を果たしている。本節では映画会社やレコード会社の著作権法上の権利について、出版物の流通と比較しながら検討する。

映画を製作した場合、著作権法では「映画の著作物」として出版物とは異なった取扱いがなされている。「言語の著作物」である出版物の著作権は原則として著作者である作家等に著作権が帰属するが、映画では著作者は監督等の「映画の著作物の全体的寄与に創作的に寄与した者」（第16条）とする一方で、著作権は映画製作に投資した映画製作者（映画会社など）に帰属すると規定されており（第29条）、出版物の著作権が出版社に帰属しないことに比べると、映画会社の権利の保護が厚いものとなっている。また映画の著作物の流通においては頒布権が働き、出版物等の譲渡権とは異なり適法な譲渡を経ても権利が消尽しないため、映画ビジネスにおいては、映画館等での上映のみならず、テレビ放送等においては公衆送信権を、その終了後のビデオカセット、DVDの販売等の流通において頒布権を行使している状況となっている。

音楽レコード、CD等を製作した場合、作品の著作権は作詞家及び作曲家が有し、歌唱については歌手が実演家の権利（著作隣接権の一つ。第90条の2～第95条の3。）を有する。さらにレコード会社はレコード製作者（レコード（蓄音機用音盤、録音テープ等に音を固定したもの）に固定されている音を最初に固定したもの。第2条第1項第6号。）として、レコード等の複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権等を取得し、無断のコピー、ウェブ送信、海賊版の販売、レンタル等について権利を行使することができる（第96条～第97条の3）。

したがって、映画会社や音楽レコード会社に比べると、出版社は複製権者の設定により発生する出版権を除いて著作権法上の権利を有しない著作物流通の担い手であり、この出版権と1で述べた独占禁止法上の著作物再販制度以外には、その流通が法律で保護されない状況であると考えられる。

2. 3 著作権者の許諾なく利用できる場合

著作権法では著作権による保護とともに、公益的な観点から、著作物の特性や利用形態から見て権利者への影響が少なく、むしろ著作物の円滑な利用を図ることが妥当な場合には著作権を制限することとし、ある一定の条件を満たす場合には例外的に著作物の利用について著作権や出版権が及ばない旨の規定が置かれている（第30条～第49条、第86条）⁽¹⁵⁾。

(1) ユーザーによる利用

ユーザー本人が出版物を利用する場合に主に問題となるのは、私的使用のための複製（第30条第1項）である。これは、個人的、家庭内等の限られた範囲内で使用することを目的とした場合には原則としてその使用者が複製することができるというものである。なお、CVS等でコピー機を用いて私的使用のために複製することは、公衆の使用に供することを目的として設置された自動複製機器による複製に該当し著作権者の許諾が原則として必要になるが（同項第1号）、現在のところ経過措置によって不要なものとなっている（附則第5条の2）。また著作権を侵害してウェブ送信されたものであることを知りながら、デジタル方式の録音または録画する場合には私的使用の目的であっても違法なものとなる（第30条第1項第3号）。なお、会社の社長が秘書に対して文書のコピーをさせた場合のように、雇用契約等の密接な支配関係によって他者に物理的な利用行為をさせることについて、利用行為を命じた者を利用行為の主体として評価する法律構成として「手足論」がある⁽¹⁶⁾。この場合には、会社の社長が私的使用目的のコピーを自ら行わなくとも、第30条第1項により適法になると考えられる。

また電子書籍においては、書籍や雑誌の背表紙を裁断して各頁をバラバラにし、1頁ずつ光学スキャナで読み込みデジタルデータとして保存する、いわゆる書籍の「自炊」が広く行われている。この「自炊」による複製も私的使用目的で行えば著作権が制限されるが、業者が「自炊」に関与した場合にも私的使用による著作権制限規定が適用されるのかが問題になる。この点、裁断機、スキャナ等の機器を店舗に設置して顧客に利用させる場合や、裁断済書籍を提供する場合は適法になるが、業者が顧客の所有する書籍のスキャンを代行（いわゆる自炊代行）する場合には顧客による私的使用目的の複製に当たらず、また「手足論」も適用されないことから、業者による複製行為として著作

権が及ぶとする指摘がある⁽¹⁷⁾。

(2) 図書館での利用

図書館のうち、国立国会図書館や、公立図書館、大学図書館などの著作権法施行令（昭和45年政令第335号）で指定された施設は、①非営利事業として、利用者の求めに応じて調査研究目的で、原則として資料の一部分を一人につき一部のコピーを提供すること、②図書館資料の保存のために必要がある複製、③他の著作権法施行令で指定された施設の求めに応じて、絶版等により一般に入手することが困難な資料を提供するための複製については、著作権者に許諾なく行うことができる」と規定されている（第31条第1項）。点字図書館等の視覚障害者情報提供施設や、聴覚障害者情報提供施設で著作権法施行令において指定された施設は、視覚障害者等や聴覚障害者等の利用に必要な範囲内で、著作物の複製及び自動公衆送信を著作権者に許諾なく行うことができる（第37条、第37条の2）。

また図書館を含めて、非営利目的で利用者から料金を受けない場合には、映画ビデオカセット、DVD等の上映（第38条第1項）や書籍、雑誌、音楽レコード、CD等の貸出し（同条第4項）を著作権者の許諾なく行うことができる。なお映画ビデオカセット、DVD等の動画を含む著作物の貸出しについては公立図書館などが著作権法施行令第2条の3で指定する施設が行う場合には著作権者の許諾は不要であるが、それらの著作物の頒布権を有する映画会社等に相当な額の補償金を支払わなければならないとされている（第38条第5項）。

公立図書館における電子書籍の「貸出し」（データ送信）は、例えば千代田区立図書館の「千代田 Web 図書館」⁽¹⁸⁾では、利用者はインターネットを通じて同館のホームページから利用者番号（ID）とパスワードを入力して利用してコンテンツをPCにダウンロードし、「貸出期限」が終了すればデータはPCから消滅する。ここで提供されるコンテンツは、各出版社が著作権処理を行った書籍データについて取次機能を持つiNEO社に販売し、同社を通じて納入されたものである。このデータはデジタル著作権処理がなされ、複雑な暗号化により保護されるため、データをPCにダウンロードする際にはメモリ上に展開されるのみでディスクには残らず、プリントアウトすることは不可能であり、著作権が保護されていると説明されている⁽¹⁹⁾。

公立図書館でのコンテンツの利用及び流通に関する

表 図書館の利用者サービスにおける著作権法上の権利

コンテンツ媒体	出版社	⇒流通⇒	公立図書館	⇒貸出し⇒利用者	貸出許諾料の要否
紙書籍	印刷発行	譲渡権	所蔵	貸与権	許諾料不要
動画 DVD	ディスク生産	頒布権	所蔵	頒布権	補償金支払が必要
電子書籍	データ作成	複製権・譲渡権	保存	複製権・公衆送信権	許諾料必要

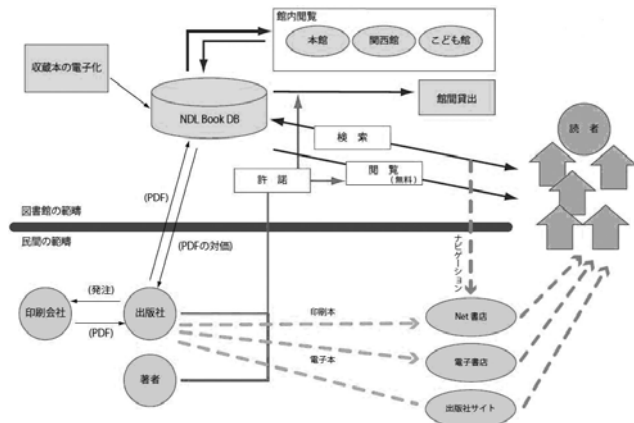
(出典) 筆者作成。

著作権の働き方をまとめると、表のとおりである。紙書籍と動画 DVD の貸出しにおいては著作権が制限される（網掛け部分）一方で、電子書籍はインターネットを通じて「貸出し」が行われ、そのような利用について著作権を制限する規定は著作権法にはないため、許諾を得る必要がある。

さらに、国内で発行された出版物等を永久保存することを使命とする国立国会図書館（NDL）においては、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）で定められた納本制度に基づき収集した出版物等のデジタル化（第 31 条第 2 項）やインターネット資料の複製（第 42 条の 3）を著作権者の許諾なく行うことができる。

なお、デジタル化した NDL 所蔵資料を、同館を中心として出版社、読者の間をつなげる網羅的な出版物のデータベースの構築や、出版社による商業配信と NDL による無償配信などとの関係について議論されることがある。この点、電子出版に関する団体が提案したシステムとしては、図 3 のものがある。

図 3 図書館と民間の住み分けを考慮した電子図書館の仕組み



(出典) 日本電子出版協会「国立国会図書館を中心とした電子書籍配信構想への提案」（2010 年 2 月 3 日）3 頁
<http://bizpal.jp/jepa.pr/Download?id=0dabc389-6fa0-4b3c-a062-4f7f69c9982e>。

3. 出版社の著作権法上の権利に関する議論

3.1 旧著作権法における議論

明治 32 年に著作権法（明治 32 年法律第 39 号。以

下「旧著作権法」という。）が制定された当初は出版社に関する権利は規定されていなかったが、昭和 9 年の旧著作権法改正（著作権法中改正法律（昭和 9 年法律第 48 号））により出版権（第 2 章）が新たに規定された。その経緯においては、出版社の改造社が大正 15 年に第 1 巻を配本した「現代日本文学全集」を契機とした円本騒動により、無断出版や著者による二重契約などが頻発したことから、東京出版協会などを通じて、最初の出版物を発行した出版社の利益保護を目的として、大正 15 年、昭和 2・6・8 年に議員提出法案として発行権法案及び出版権法案として衆議院で審議（いずれも審議未了）が行われた⁽²⁰⁾。昭和 9 年の旧著作権法改正では、出版社と著作者との利益調和の観点から、出版社は対世的な出版権を取得するが、著作者の許諾を受けたに過ぎない出版契約のみから直ちに発生するのではなく、これに加えて著作者の明示による出版権設定契約を必要とする建前とし、現行の著作権法で定められる出版権の原型となった⁽²¹⁾。

第 2 次世界大戦後においては昭和 22 年に、出版社に出版物に関する独自の権利を与えるための出版権法試案要綱が衆議院文化委員会で検討され⁽²²⁾、また現行著作権法制定に際しては、著作権制度審議会、当時の文部省等に対して、日本書籍出版協会及び日本雑誌協会から出版権の内容の強化などが要望された⁽²³⁾。しかし旧著作権法では出版権は「複製し之を発売頒布するの権利」（第 28 条ノ 3 本文）と規定されていたものが、現行著作権法では「複製する権利」（第 80 条第 1 項）と規定され、出版権から出版物の頒布（流通）に関する排他的権利が削減される結果となった。

3.2 現行著作権法制定以降の議論

平成 2 年には著作権審議会第 8 小委員会（出版者の保護関係）報告書で、複写機器の発達・普及により出版物の複写が行われている状況に鑑み、出版社に対して新たに「出版物の版面の複製について、権利を認めることが適当である」とされ、複写を中心とした出版物の複製に関する権利、いわゆる版面権の規定が提言された⁽²⁴⁾が、日本経済団体連合会などの反対により著

著作権法改正は実現していない。その後、平成9年には公衆送信権が、平成11年には譲渡権が、平成16年には書籍及び雑誌の貸与について、貸与権に関する規定を適用しないとする経過措置（旧第4条の2）が廃止されたが、いずれも著作権者に与えられるもので、出版社には与えられない権利である。

電子書籍に関する出版社の権利の在り方については、平成22年3月から開催された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（総務省、文部科学省、経済産業省の三省合同開催）を契機に検討が開始された。同懇談会では政府の具体的施策として「デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利付与をすることについて、その可否を含め検討」することとされた⁽²⁵⁾。これを踏まえて平成22年11月には文部科学省で「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」の設置が決定され、①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項、②出版物の権利処理の円滑化に関する事項、③出版者への権利付与に関する事項について検討されている⁽²⁶⁾。

4. 今後の課題

以上のように、電子書籍は印刷による出版物とは異なりインターネット等を通じた配信による流通が中心であるため、著作権法では公衆送信権を主とした法律構成が必要になる。また電子書籍は印刷による出版物ではなく情報体として取扱われ、独占禁止法上の著作物再販制度が適用されず出版社による販売価格の維持等の流通コントロールが損なわれるため、新たな法律上の保護がなされなければ、現在の出版流通で採用されている出版取次を維持できない状況になっている。

電子書籍に関して立法上の検討を行う場合、著作権制度上の論点としては、主に2点あると考えられる。第1に、出版社に電子書籍を対象とする著作権法上の権利を与えるべきか、与える場合にはどのような内容とすべきかという点である。現行著作権法では、映画の著作権については映画会社に、音楽レコードについてはレコード会社が著作隣接権としてレコード製作者の権利を有する。一方で出版社は出版権を取得することは可能ではあるものの、出版物の著作権自体を得るには著者から著作権譲渡される必要がある。この点、出版社自ら著作権侵害者に対して権利行使する必要が

あり、インターネットで流通する電子書籍は印刷によるものとは異なり、映像や音楽の事業者と全く同じように流通すること等から、出版社に対する隣接権の法定化を求める主張がある⁽²⁷⁾。出版社を対象にした著作権法上の権利の法定化の要求は、3.1で述べたように大正時代から繰り返されているところであり、電子書籍の登場による状況の変化を検討する必要があると思われる。

第2に、電子書籍の流通に関する権利を著作権法上どのように法的に構成すべきかという点である。インターネットを通じた流通では著作権法では公衆送信権が及ぶが、1で述べたように電子書籍には独占禁止法上の著作物再販制度が適用されないとの見解が公正取引委員会から出されているところである。そのため、電子書籍における流通は、現状の出版取次とは異なる状況となっているが、著作権法上の新たな権利の法定化の議論において、独占禁止法との調整、現在の物流（主に印刷物の流通）を中心とした出版取次における電子書籍の位置づけに関する検討等が必要になると考えられる。また、1で紹介した慶應義塾大学の電子学術書実証実験や、2.3(2)で取り上げた千代田Web図書館のように、大学図書館、公立図書館等で電子書籍を用いたサービスが開始されているところであり、このような図書館の公共的な役割に鑑み、図書館等での電子書籍の利用における公衆送信権等の制限や、出版社に新たに権利を付与する場合の隣接権等の制限について、著者の創作活動、出版産業の振興などとの調和を図りつつ、検討する必要があると考えられる。なお、英国においては、2010年デジタル経済法（Digital Economy Act 2010）で、公共図書館での出版物の貸出しに関する著者等の報酬請求権を定めた「公貸権法（Public Lending Right Act 1979）」⁽²⁸⁾の第5条及び「著作権、意匠及び特許法（Copyright, Designs and Patents Act 1988）」の第40A条を改正して、公貸権（Public Lending Right）の対象に非印刷物（電子的な著作物）を加えて、電子書籍の公衆送信に関する権利を制限しているところである⁽²⁹⁾。

注

- (1) 社団法人日本出版取次協会「創設の経緯 取次とは」〈<http://www.torikyo.jp/gaiyo/souritu.html>〉。
- (2) 根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説 [第4版]』（有斐閣、2010年）411-413頁参照。

- (3) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編『図書館ハンドブック 第6版』(社団法人日本図書館協会, 2005年) 204-206頁。
- (4) 著作物再販制度と独占禁止法の関係について, 石岡克俊『著作物流通と独占禁止法』(慶應義塾大学出版会, 2001年) 11-26, 35-40頁参照。
- (5) 2009年の出版界の売上額は2兆0,409億4,812万円(前年比4.1%減)で, そのうち書籍は9,137億9,209万円(同4.2%減), 雑誌は1兆1,271億5,603万円(同3.9%減)であった(出版年鑑編集部編『出版年鑑2010資料・名簿編』(出版ニュース社, 2010年) 12頁)。
- (6) 拙稿「動向レビュー Google Book Search クラスアクション(集合代表訴訟)和解の動向とわが国の著作権制度の課題」カレントアウェアネス no.302 [2009.12] 12-17頁〈<http://current.ndl.go.jp/cal702>〉参照。
- (7) 水越伸「用語の解説 メディアと社会」『現代用語の基礎知識 2011年版』(自由国民社, 2011年) 702頁。
- (8) 公正取引委員会「よくある質問コーナー(独占禁止法関係) Q14 電子書籍は, 著作物再販適用除外制度の対象となりますか。」〈<http://www.jftc.go.jp/dk/qa/#Q14>〉。なお出版社の立場から再販制度における電子書籍の取扱いについて論じたものとして, 高須次郎「再び存置された再販制度」出版ニュース no.2231 [2011.1/上・中] 8-12頁参照。
- (9) 村瀬拓男『電子書籍の真実』[マイコミ新書](毎日コミュニケーションズ, 2010年) 167-171頁。
- (10) なおコンテンツの創造, 保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条では, コンテンツを「映画, 音楽, 演劇, 文芸, 写真, 漫画, アニメーション, コンピュータゲームその他の文字, 図形, 色彩, 音声, 動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム…であって, 人間の創造的活動により生み出されるもののうち, 教養又は娯楽の範囲に属するもの」と規定している。
- (11) ただし, ゲームソフトやビデオカセットは映画の著作物に該当しても適法な譲渡により頒布権が消尽し, 著作権者の許諾なく中古販売することができるのと最高裁判所判例や高等裁判所裁判例がある(最判平成14年4月25日最高裁判所民事裁判集56巻4号808頁, 判例時報1785号7頁(大阪高等裁判所判決上告審), 同号9頁(東京高等裁判所判決上告審); 東京高判平成14年11月28日(平成14年(ネ)第1351号)(裁判所HP)。
- (12) 加戸守行『著作権法逐条解説 五訂新版』(著作権情報センター, 平成18年) 204-205頁。
- (13) 作花文雄『詳解 著作権法(第4版)』(ぎょうせい, 2010年) 283頁。
- (14) 最高裁判所判決平成5年3月30日判例時報1461号3頁, 判例タイムス820号65頁(智恵子抄事件)。
- (15) 作花・前掲注13 306-307頁。
- (16) 上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」紋谷暢男教授古稀記念『知的財産権法と競争法の現代的展開』(発明協会, 2006年) 784頁。
- (17) 島並良「書籍の『自炊』」法学教室 no.366 [2011.3] 2-3頁。
- (18) 千代田区立図書館「千代田 Web 図書館」〈<https://weblibrary-chiyoda.com/>〉。
- (19) 田中榮博「公共図書館におけるデジタルコンテンツサービス」コピーライト no.574 [2009.2] 31-32頁。
- (20) 『50年史』編集委員会編『日本雑誌協会 日本書籍出版協会 50年史』(日本雑誌協会・日本書籍出版協会, 2007年) 155-159頁。
- (21) 小林尋次『再刊現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文改正の資料として—』(第一書房, 平成22年) 134-136頁参照。
- (22) 「出版権法の制定 衆院文化委員会への出協から試案」『読売新聞』昭和22年8月30日2頁; 第1回国会衆議院文化委員会議録第18号(昭和22年12月8日) 123-124頁。
- (23) 社団法人日本書籍出版協会「著作権制度改正に関する要望書・意見書(第1次~第17次)」(昭和37年4月12日~昭和44年9月11日)〈<http://www.jbpa.or.jp/nen-shi/pdf/0402.pdf>〉。
- (24) 文化庁「著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)報告書」(平成2年6月)〈http://www.cric.or.jp/houkoku/h2_6/h2_6.html〉。
- (25) デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告』(2010年6月28日) 53頁〈http://www.soumu.go.jp/main_content/000075191.pdf〉。
- (26) 文化庁「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」〈<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kon-dankaitou/denshishoseki/index.html>〉。
- (27) 村瀬・前掲注9 163-171頁参照。
- (28) 英国も含め, 諸外国の公貸権制度を調査及び報告した

ものとして、公貸権委員会『公貸権制度に関する調査・研究』〔(社)著作権情報センター附属著作権研究所研究叢書 No.13〕(社団法人著作権情報センター、平成17年)参照。

—『デジタル・ブリテン』報告書と『2010年デジタル経済法』を中心に〕レファレンス vol.60 no.8 [2010.8] 14頁 (http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071501.pdf)。

(29) 山口広文「英国における情報通信政策の最近の動向

(原稿受領 2011. 3. 11)

バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、ゆうちょ銀行(00170-0-0059868 日本弁理士会)にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送りいたします。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室 パテント担当 1冊 840(税込) + 送料 100円 = 940円

年	月号	バックナンバー内容	
2008年	5	特集《第13回知的財産権誌上研究発表会》	
	6	特集《中国の知的財産制度》	
	7	特集《良い明細書の作成方法》	
	8	特集《平成19年度著作権・コンテンツ委員会》	
	9	特集《農林水産分野における知的財産》	
	10	特集《知財コンサルティング》	
	11	特集《審査・審判実務の実施》	
	12	特集《事務所経営》	
	2009年	1	特集《国際出願 弁理士制度110周年に寄せて》
		2	特集《支部の活動紹介(前編)》
		3	特集《支部の活動紹介(後編)》
		4	特集《知財流通・海外の審査動向》
5		特集《第14回知的財産権誌上研究発表会》	
6		特集《弁理士会の新しい取組み》	
7		特集《バイオ・ライフサイエンス委員会》	
8		特集《著作権》《第14回知的財産権誌上研究発表会質疑応答の部》	
9		特集《中国》	
10		特集《欧州》	
11		特集《ビジネス関連発明》	
12		特集《特許審査手続における意見書と補正書》	
2010年	1	特集《海外で活躍する知財プロフェッショナル》	
	2	特集《日本弁理士会知的財産支援センター10周年》	
	3	特集《日本弁理士会の附属機関及び委員会の紹介》	
	4	特集《不正競争防止法》	
	5	特集《第15回知的財産権誌上研究発表会》	
	6	特集《座談会「進歩性判断の問題を探求する」》	
	7	特集《バイオ・ライフサイエンス》	
	8	特集無し	
	9	特集《著作権》	
	10	特集《新興国における模倣品対策(商標・不正競争防止法等を中心に)》	
	11	特集《地方(西日本)における知財》	
	12	特集《北海道における知財》	
2011年	1	特集《調停・仲裁を活かせ!! <知的財産に「裁判外紛争解決」という発想>》	
	2	特集《意匠》	
	3	特集《発明の捉え方》	
	4	特集《日本弁理士会 新旧会長対談/ソフトウェア関連発明》	